

手続の流れ（小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援）

1 事前協議

本補助金の交付には、事前協議が必要です。事業者グループの代表となる法人から以下の書類を電子メールで御提出の上、高齢者福祉課へ受信確認の御連絡をお願いします。

提出期限は、令和7年12月17日です。

[提出書類]

- ・【協働化・大規模化事前協議依頼書】
- ・別紙1-2【所要額調書】
- ・別紙2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4【事業計画書】

提出先メール：kaigojigyoku@mz.pref.chiba.lg.jp

高齢者福祉課連絡先：043-223-2386

2 交付申請

複数の事業者グループから事前協議があった場合には、県で選定を行った上で、選定された事業者グループへ内示を行います。内示を受けてから2週間以内に、代表法人から下記書類をちば電子申請サービスにて御提出ください。

[提出書類]

- ・第1号様式【交付申請書】
- ・別紙1-2【所要額調査】
- ・別紙2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4【事業計画書】
- ・別紙3【誓約書】
- ・別紙4【役員名簿】

3 事業の実施

審査が終わり次第、交付決定通知書を発出します。令和7年11月17日から令和8年2月末日までに、計画に基づいて事業を実施してください。

4 実績報告

事業が完了しましたら、下記実績報告書を作成の上、代表法人からちば電子申請サービスにて御提出ください。

提出期限は、事業完了後30日以内又は令和8年2月末日までのいずれか早い日までです。

[提出書類]

- ・第4号様式【実績報告書】
- ・別紙1－2【精算書】
- ・別紙2－2－1、2－2－2【実績報告書】

5 請求書の提出

県で実績報告書の審査を行い、額の確定通知を発出します。受信しましたら、代表法人から早急に請求書を御提出ください。

[提出書類]

- ・第5号様式【請求書】
- ※概算払いの場合は、手順が異なります。

6 補助金の支払い

請求書を受付後、審査が終わり次第、補助金の支払いとなります。

※概算払いの場合は、手順が異なります。